

◎佐賀県条例第15号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例及び佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年佐賀県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第38条の2第3項</u>の規定に基づき、同項に規定する任意入院者（以下「任意入院者」という。）の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第2条 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。）第20条の5各号に規定する事項について、知事に報告しなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第38条の2第2項</u>の規定に基づき、同項に規定する任意入院者（以下「任意入院者」という。）の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第2条 法第38条の2第2項に規定する精神科病院の管理者は、当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。）第20条の5各号に規定する事項について、知事に報告しなければならない。</p>

(佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第2条 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例（昭和41年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(精神保健福祉業務手当)</p> <p>第9条 精神保健福祉業務手当は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。</p>	<p>(精神保健福祉業務手当)</p> <p>第9条 精神保健福祉業務手当は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。</p>

改正前	改正後
(1)～(3) 略 (4) 職員が法第47条第1項の規定により <u>訪問指導</u> を行ったとき。 2 略	(1)～(3) 略 (4) 職員が法第47条第1項の規定により <u>訪問援助</u> を行ったとき。 2 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。